

5.1 関係法令及び制度の概要

(1) 現状

2001年の同時多発テロ事件以降、米国の労働力の受入・送出制度は以前に比べかなり複雑になったが、それでも他国に比べると比較的自由的な制度を持つ国の1つである。米国は多くの経済の領域で受入れ労働力に依存している。熟練労働力に関しては、インドや中国のような国からの多くの技術者とコンピューターの専門家が、米国での労働を許可されている。また下層部においては、数百万の移住者が合法的及び非合法的に、農業やレストランといった低賃金の仕事に従事している。

(2) ビザ

米国において合法的に働くためには、労働を許可する特別なビザを申請しなければならない。海外での労働に関しては、米国市民も同様、その国で労働するためのビザを申請しなければならない。実際には国が労働力の送出国をしているわけではなく、個人で米国又は外国の企業のために海外で働いているというだけである。米国人は、また米国政府の業務や米国軍隊において海外労働を行っている。

外国人は、短期間の一時ビザか米国への移民となるかによって米国での労働が可能となる。「米国への移民」とは、非米国市民が米国に移住するプロセスをいう。かつては米国への移民は難しい手続であった。例えば海を越えて米国に渡ることが物理的に困難だったため、また人種的偏見のためでもあった。現在も市民になるための手続には時間がかかるものの、他国よりもより多くの移民を永住者として受け入れている。

米国に移住するにはまず、ビザの取得が必要である。ビザの分類はいくつかあるが、まずは観光ビザを取得すれば、米国内の旅行が許可される。有効な観光ビザで入国した者には、通常、入国中に変更の申請をすれば、永続居住者や臨時労働者への変更が可能となる。

ビザの変更後、永続居住者となることができ、グリーンカードの適格者となる。グリーンカードとは、米国内での居住と労働をする権利を有する者に与えられる証明である。さらに、一定期間後永続居住者は完全市民になる申請ができる。

ビザの変更に加えて、永続居住者は労働あるいは結婚によっても市民になることができる。市民は、完全な権利を与えられ米国のパスポートを受け取ることができる。市民になるためには、英語を話すことができ、米国市民試験にパスし、米国について友好的意見を持たねばならないなどのいくつかの資格要件がある。

完全市民権を得る以前に、米国から本国へ強制国外退去させられる可能性もある。国外退去は、多くの理由により発生する。米国における居住と労働のための申請する外国人は、不適切な書類作成によって国外退去につながる可能性があるため、米国へ移住する以前に適正な許認可と書類を取得していなければならない。例えば、もしビザ申請が正しくなされていない場合には、国外退去となる可能性がある。また、ビザ又はグリーンカードについては、自国にいる期間に罪を犯しているために、国外退去となる可能性もあるため、米国の全法律を理解し遵守しなければならない。

5.2 労働力移動の規模

(1) 労働者の流入

米務省は、海外各国と米国の相互活動についての全事項を扱う政府機関である。同省は海外に居住して米国政府に属していない米国市民の地域毎の推定人数を公表している。2009年における総数は、過去最高の在外居留米国人数であり、約526万人であった。米国外に居住する米国人は、米国人口統計に計上されない。この概算値は、限定的に集められたいくつかの概算データの組合せをベースに作成されている。内訳は以下の通り。

- ・ アフリカ：109,600人
- ・ 東アジア及び太平洋地区：754,000人
- ・ ヨーロッパ：1,488,000人
- ・ 中近東：586,000人
- ・ 南部・中部アジア：97,000人
- ・ 西半球：2,222,000人
- ・ 総計：5,256,600人

2008年3月における米国の在外居留者に関して、米国軍隊は少なくとも39カ国において820カ所以上の基地に駐留している。軍隊の大きなグループとしては、イラクに142,000人、ドイツに56,200人、日本に33,122人、韓国に28,500人、アフガニスタンに31,100人、イタリアと英国に各々約9,700人が駐留している。これらの人員は、定期的召喚や軍団の配置により頻繁に変更されている。

軍関係者はヨーロッパに84,488人、旧ソビエト連邦に154人、東アジアと太平洋地区に70,719人、北アフリカ、中近東及び南アジアに7,850人配置されているが、そのほかにサブサハラ・アフリカに2,727人及び西半球（米国自身を除く）に2,043人が駐留している。

米国内において、数百万もの不法移住の労働者及び居住者がいるため、米国に居住者が何人いるかを推定することは難しい。近年の経済不況のために、移民の流入は、減少している。経済が好況拡大の期間には、職を求め、合法及び不法の移住者が米国に入国した。しかし、経済の低迷により、移民向けの職は減少した。特に建設業において減少している。

米国の外国生まれの居住者数は、不況と厳しい労働市場になっていることが雇用機会としての米国のイメージを悪くしたため、1970年以来初めて減少した。米国社会調査の年次人口統計によると建設業における職の減少により、外国からの移住者は少なく、特にメキシコからの移民は減少した。

ブルッキング協会シンクタンクの人口統計学者ウィリアム.H.フレイ氏の人口統計データによると2008年には、約3,800万人（前年より10万人少ない）の外国生まれの人々が居住している。減少値は誤差の範囲にあるものの、重大な転換期にあることを表している。2000年と2006年の期間は、米国の外国生まれの人口は、1年に約百万人増加していた。2007年には増加は半数に落ちていた。

数百万人もの不法滞在者がいることから何名の移住者が米国に入国し出国しているか知ることは難しい。ただ、人口統計と調査グループであるピュー・ラテンアメリカ・セン

ターによる最近の分析によると、米国での労働を希望する外国人はここ数年減少しており、これは好調な産業でも同様である。

移住者の数は過去 80 年間で最高であり、米国民 8 人に 1 人が移住者である。1970 年は 21 人に 1 人、1980 年は 16 人に 1 人、1990 年は 13 人に 1 人であった。不法外国人居住者は全体で 1,130 万人に上り、米国外出身者の 3 人に 1 人となっている。2000 年からの 7 年間は過去最多の移住者数を記録し、1,030 万人が移住目的で入国したが、そのうちの半数以上（約 560 万人）が不法移住であった。

国家全体の人口予測は、現在の 3 億 100 万人から、2060 年には 4 億 6,800 万人に増加、つまり 1 億 6,700 万人（56%）増加する見込みである。移住者はこの 50 年間増え続けており、このまま増加し続けると移住者だけで 1 億 500 万人以上増加する見込みである。

国土安全保障省によると、2007 年度には、105 万 2,415 人の移住者が永住者となった。このうち、68 万 9,820 人が家庭の事情で、16 万 2,176 人は仕事の事情による。また 13 万 6,125 人は難民又は亡命者であり、64,294 人がその他の分類に属する。

近年の不況により、外国人が米国で職を見つけることは難しくなっている。米国に在住するメキシコ人の数は、昨年 30 万人減少し、1,140 万人となった。メキシコ出身の移住者は、米国に在住する外国人の約 3 分の 1 に匹敵する。彼らヒスパニック系は米国において長年ヨーロッパ系アメリカ人やアフリカ系アメリカ人よりも高い就業率を誇っていた。しかし、不況の期間に彼らの失業率は米国の労働者の失業率よりも急激に増え、2008 年には不況は一層深化し、苦境に陥っている。

米国内の仕事不足は、移住者の出身国においても徐々に伝播していった。彼らは職が見つけれられないため本国の親類たちへのドル送金ができなくなった。メキシコ人移住者による本国への送金は、13 年前の記録開始以来 2008 年に初めて下落した。送金額は、メキシコ中央銀行によると 2007 年の 260 億ドルから 3.6% 下落し、250 億ドルになった。送金は、石油に次ぐメキシコの第 2 の外貨収入である。他の中南米諸国にもまた、米国の移住者からの送金の低迷がみられる。

5.3 労働力移動の要因

米国の経済悪化は、海外で働く米国人の増加を招いている。近年卒業した大学生の多くは、米国における仕事を見つけられないでいる。そこで多くの学生は、職を探しに海外に出かけている。多くの学生達の間で共通する仕事は、英語教師である。中国などでは、多くの米国人を英語指導者として雇用している。より高度な熟練分野では、技術的経歴を持つ米国人は、大型建設プロジェクトあるいは米国企業の海外工場で技術者として海外で働いている。しかしながら不況が全世界的に広まり、海外の職の機会も減少している。

米国の経済は、2009 年 12 月までに改善に向かう見込みであった。年末までの経済の改善の兆しは、米国企業に雇われる熟練技術をもつ移住者数の急激な増加にみられる。高熟練技術者向けの一般的なビザの種類は、H-1B ビザと呼ばれるものである。米市民権移民サービスでは、6 万 5,000 人分の H-1B 客員ビザの申請の割当てを出した。このビザは、米国出身申請者のみでは充足できないとされる職種に対して、企業に対し外国人労働者の

雇用を許可するものである。しかし前年とは異なり、急激な不況がこの労働需要を削減したため、企業が計画の下で許可された枠を使い切るのに9カ月かかることとなった。ちなみに2007年と2008年においては1週間以内に使い切っている。

各企業は、3～6年間、米国で働く特殊な技能を持つ外国人労働者を雇用するために、このビザを申請し、使用している。H-1Bビザは、ハイテク企業で普及しており、科学者や技術者を雇用するためによく使われている。大部分のビザは、インフォシス・テクノロジー社、ウィプロ社、サチャム・コンピューター・サービス社、タタ・コンサルタント・サービス社のようなインド・リクルート企業の米国子会社が取得している。インド企業は外国の熟練労働者を雇用し、米国企業に契約社員として派遣している。

このビザは、当初取得可能となった時点において普及した。移住サービス局では4月までに4万2,000もの申請を受理していたが、その後9月までは新しい申請はほとんどなかった。需要は、10月後半になって増加してきた。

類似の回復の現象は、修士以上の学位の労働者のみに開かれている補足的H-1B計画にも起きている。枠制限2万の補足的計画用のビザが10月25日に申請された。前年は、同数の申請が、5月中旬までになされていた。ビザ申請の増加は、経済活動の回復と一致している。国内総生産は、第2四半期には、0.7%減少した後、第3四半期には、2.2%増加した。

5.4 送り出しの所管機関

国際関係の全事項に関しては、国務省が主要機関となり国際的労働の送出国及び受入れの事項を取り扱う。国務省は、海外の大使館や領事館を通じて、ビザの発給をする。また、海外に働きに出る米国人の扱いについて、外国政府との各種条約を交渉している。

国務省のウェブサイトには、在外の米国人に対して独特の関心ある広範囲な情報が掲載されている。例えば旅行情報や警告、市民権関連の情報、採用情報、海外学習などである。また世界各国の米国大使館で、在外米国人にとって有用な特別に用意された膨大な量の資料を提供している。〈www.usembassy.gov〉から誰でも該当する大使館、公使館、領事館のウェブサイトを探し出すことができる。

領事事務局の在外米国市民サービス部は、旅行中、業務中、海外在住中に犯罪の被害にあった米国市民を支援する活動を委託されている。世界中の約250の都市の大使館、領事館の領事・領事事務官といった政府高官は、海外における旅行、仕事、居住している米国市民を支援する責務を負っている。加えて、大使館や領事館はないが数多くの米国人が居住し訪問する約50の都市においては、領事代行機関が米国市民に対して緊急の支援活動を行っている。ワシントンD.C.の同部では、領事・領事代行機関、及び地域の従業員が相手国の国民と共同で在外の米国人に対する緊急及び非緊急の支援活動に当たっている。

また、同様の目的を持つ民間の組織もある。米国海外市民サービス（American Citizens Abroad : ACA）や ヴォイス・オブ・アメリカ（Voice of America : VOA）は非政府・非営利のボランティア組織であり、在外米国人を代表し、米国政府及び米国議会及び米国連邦裁判所の執行支部において、在外米国人が公平に扱われることを保証している。ACAは

スイスのジュネーブに本部があり、米国及び外国の政府機関のいずれからも補助金や献金を受けず、メンバー会費と世界各国からの任意寄付の基金だけで運営されている。米国の非公式の代表機関として在外米国人にその役割を知らせる支援活動を続けている。というのも、米国政府は海外居住の市民を公式に支援する機関を持っておらず、在外米国人には米国議会の直接の代議員がない。在外米国人の日常生活に影響を与える問題について米国議会に関心をもたらすような効果的な仕組みが存在しないのである。

つまり、在外米国人に米国の法律や規則による不利益が発生しても、政府機関にはそれを知らせる責任がない。そこで ACA はこの情報を提供することを目的とし、米国議会や官庁の機関との連携を保ち、特に米国執行委員会議との連絡を取る役割を担っている。また、その他の在外米国人への協力機関と共に、ワシントンの海外アメリカン・ウィーク年次会議に参加してその代表や部局員との議論を交わしている。在外米国人の利害に関する重要な法案が検討される時には、ACA は米国議会が当該事項に関して本国の地区に登録している在外選挙民の意見を聴取できるような報道活動を組織化している。ACA はまた、政府と報道機関の広範囲にわたって在外米国人の事項に関する最新情報を提供している。ACA は、30 年以上存続しており、50 カ国以上の政府機関との接触を保っている。

最後に、国際労働問題に関わる労働省の機関について述べる。この機関は国際事務局労働部（Bureau of International Labor Affairs : ILAB）と称され、国際事務局長補佐官の指揮の下で、労働部の国際的責任事項を実施している。ILAB は、他の米国政府機関と協力して、国際経済、貿易、移民、労働政策に関して調査・精査し、米国の海外労働政策目標を支持する国際的かつ技術的な助言を与えている。ILAB は、他の政府機関と協力して、より安定的で安全な、持続可能な国際経済システムを開発する活動を行っている。

5.5 送・出労働力の属性

米国人はさまざまな理由により海外で働いている。毎年数千人の米国人が海外で働くことを決めている。それはある種の冒険であり、自分たちに職業的実績を与える貴重な経験をもたらすものであるからである。

元々は国内でも十分に職を求めることができたため、米国人が海外で働く必要はまれであった。実際米国は労働力の受入れ大国でもあり、職も得られる。しかし、最近の不況によって多くの米国人は良い仕事を本国で見つけることができなくなり、海外に職を求めて出かけるようになった。

海外勤務となる主な職業は軍隊である。また、国務省や中央情報局（CIA）など米国政府系、ヨーロッパで事業を行っている米国企業で働く者も多い。米国人が海外で就く標準的な職業のタイプと、配慮しなければならない事項を下記する。

海外で働く米国人にとって、最も人気のある機会は、外国語としての英語を教えることである。毎年、数千の米国人が ESL（English as a Second Language : 第二言語としての英語）を教えるクラスで海外に出かけている。このプログラムを後援する各種の組織がある。いくつかは、米国ベースのものであるが、他のプログラムは他国の教育機関によって運営されている。これらのプログラムは、通常あまり高い給料ではないが、旅費、住居費、食費を補償するものである。

また、米国人を採用する人道支援組織などの非営利組織もある。平和部隊や赤十字などの団体が海外で労働するための米国人を採用している。ボランティアも頻繁に受け入れている。海外で働くもう一つの方法は布教活動である。海外の教会で働く布教活動である。通例、慈善のボランティア活動である。医療施設が不足している貧しい国で働く米国の医者、看護婦、その他医療専門家を採用している人道主義団体がいくつかある。

もちろん、米国の企業は国際事業に非常に積極的であり、企業は米国人が海外で働く機会を提供している。500万人以上の米国人が海外に居住しているため、海外での職を探している米国人を支援する多くのネットワークや連絡先がある。

海外で成功するために、米国人はその国についてできるだけ多く学ばねばならない。これは、文化や言語を学ぶことも含んでいる。各国はそれぞれ異なった労働に関する規則と居住のビザを持つため、多くの事前調査が必要である。

5.5.1 受入国

米国の市民になった多くの移民が、米国の居住権や市民権を取得した後に、本国に戻ることを希望している。大部分の移民がメキシコやその他のラテン諸国出身のため、西半球部に住む米国人の数は、極めて多い。西半球部とは、カナダ、メキシコ、中南米の国々をさす。

5.5.2 職種

前述の通り、在外米国人の標準的な仕事は、米国政府、軍隊、英語教師、あるいは平和部隊（Peace Corp）のような人道支援組織関連などを職業とする傾向がある。米国人の海外における職としては高度技術の多くの仕事を得られる。例えば、コンピューター関連の職やエンジニアリングや建設の仕事などである。その多くが中近東の石油産業や地域の建設業関連の仕事で働いており、熟練技能労働者である。その他の国で単純労働をしている米国人はごくわずかである。

5.5.3 年齢

海外で働くほとんどの米国人は若年者 20～40 歳代である。40～65 歳のより高齢の米国人は、高度熟練経営レベルの役職に就く傾向である。若者は、海外で自由に働き、しばしば冒険をして、技能を習得しようとしている。

5.5.4 技能水準

海外で働く米国人の技能は比較的高度である。人道支援を目的とした組織で働く米国人は一般的に短大卒レベルであるが、海外の米国政府で働く者には、最低でも大学卒以上を求められている。英語指導者となるにもまた、通例大学卒以上の学歴を要求される。海外で働く米国人の多くは、高度技術の職に就いており、さらに上位の学位を持っていることもある。他方、海外の米国軍隊の人員のほとんどは、学位を持っていないが、職務のための基礎的な技術の教育を受けている。海外で低レベルの職に就いているものは、ほんのわずかである。

5.6 送出国労働力の技能水準の評価制度

送出国労働力の評価制度は、職務のタイプ、組織のタイプによって異なる。例えば、平和部隊や米国の行政組織で働く米国人は、海外に駐在する前に、広範な訓練と評価を受けてなければならない。米務省の職は、短大卒以上の学歴が必要で、採用前に試験が要求され、非常に広範な訓練を受けて海外派遣前に試験に合格しなければならない。CIAの職は、職務を遂行する能力があるかを決定するために更に広範な志願者の事前選考がある。採用されるものは、海外への派遣前に、広範な訓練を始めることとなる。

民間企業での評価制度は、企業によって大幅に異なる。英語指導者の仕事は、大学の学位を必要とされることが多い。大企業では通常、従業員の選考、社内評価制度がある。一例として、大手エンジニアリング会社では、海外駐在を希望する多数の最新の従業員候補者を保有している。社内応募者は、各企業に個別の評価制度に基づいて選ばれる。各企業は、海外派遣労働者を選ぶための固有の評価基準を持っている。評価は、仕事に必要な職務技能に関するのみならず、外国で生活することができる個人の能力についてもなされる。

5.7 受入れの所管機関

ほとんどの外国の市民は米国入国時にビザを要求される。ビザは米国領事館と大使館で発給され、米国までの旅行を許可し、さらに上陸の許可を要請するものである。

米国ビザには2つのタイプがある。移民ビザと非移民ビザである。非移民ビザは、米国外で恒久的に居住している個人で、米国に短期滞在を希望する者のためのものである。

米国移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services : USCIS）は、米国への法的な移民を監視する米務省下の行政機関である。USCISの役割は、移民と市民権の特典を許可し、米国の移民制度の完全性を確保することである。18,000人の公務員とUSCISの契約者が世界250の事務所で働いている。USCISの戦略目標は下記である。

- ・ 移民制度の安全性と完全性を強化すること。
- ・ 効果的な顧客志向の移民の特典と情報サービスを提供すること。
- ・ 移民の融合と米国の市民文化への参加を支援すること。
- ・ 柔軟で健全な移民政策とプログラムを推進すること。
- ・ USCISの役割を支援するインフラを強化すること。
- ・ 高度な技能労働力とダイナミックな勤労文化を推進する高い遂行能力を持つ組織として運営すること。

対象外国出身居住者が既に永住者認可（グリーンカード）を取得している場合、雇用証明要求事項に従って、雇用主はその居住者を雇用することができる。もし該当者が永住者でない場合、本人が適切な移民又は非移民である区分を得ることができるよう申告書を提出しなければならない。雇用主は、その従業員に代行して、移民申告（永続的）又は非移民申告（一時的）を選んで申請することができる。外国籍労働者は正式認可を受けていなければ、米国内での雇用を許可されない。外国籍労働者であるが、永住者として認められている者、許可された亡命者又は難民認定者、又は、労働関係の非移民者の区分で許可されている者などは、就労が許可される。その他は個別に雇用認可を申請する必要がある。

このように、米国で就労するためには、米国内に永続的又は一時的に居住し就労することを許可する移民区分を取得するのが一般的で、多くの場合雇用主又は潜在的雇用主が彼らのために申請する義務を負う。

毎年度、約 14 万の移民ビザが就業を理由に申請した外国人（及び配偶者と子供）に対して発行されている。申請者が、技能・教育・職務経験の適切な組合せ又はその他の適格性を有する場合、米国内で永続的に居住することができる。移民ビザのいくつかの区分では、外国籍居住者が既に米国の雇用主から内定を受けていることが必要とされる。雇用主が彼らの保証人（社）とみなされている。外国籍居住者が既に米国の雇用主から内定を受けていることを必要とするビザの種類もいくつかある。この雇用主は、彼らの保証人（社）とみなされる。米国の雇用主が USCIS に移民の申請書を提出する前に、米労働省（Department of Labor : DOL）から認定された労働証明書を取得しておく必要があるものもある。DOL の労働証明書は、下記事項を証明するものである。

- ・ 今の賃金で、適任の能力と意欲のある米国労働者を雇用するのが難しいこと
- ・ 外国人労働者を採用することによって、同等の職に就く米国人労働者の賃金や労働条件に悪影響を与えるものではないこと

ビザの主な区分は下記の通りである。これらの技能を持つ外国人は、その他の外国人よりも優先される。また、事業のために米国を訪問する外国人は、下記ビジネス用短期滞在ビザを取得する必要がある。ただし、ビザ免除プログラムに基づくビザ不要許可を得ている場合を除く。ビザ免除プログラムとは、観光やビジネスのため、90 日以内のビザなしで米国に渡航をする参加 35 カ国の市民のためのプログラムである。

表 5 - 1 永続的労働者のビザ区分

コード	要目	労働証明書の取得
優遇条件 EB-1	科学、芸術、教育、ビジネス、又はスポーツの分野で卓越した能力を持つ人、優れた教授や研究者、及び多国籍企業の幹部やマネジャー	不要
優遇条件 EB-2	高等の資格を持つ職業のメンバー、又は、芸術、科学、又はビジネスで卓越した能力を持つ者	(国益放棄書を未取得の場合) 必要
優遇条件 EB-3	専門家、熟練労働者、及びその他の労働者	必要
優遇条件 EB-4	特定の宗教従事者、米国海外サービス部の従業員、国際機関の退職者及び米国内の裁判所区域の少数外国籍居住者、その他クラスの外国籍居住者など“特別移民”	不要
優遇条件 EB-5	100 万ドル、又は 50 万ドル（投資が雇用対象地域である場合）を投資する事業投資家で、最小 10 人のフルタイム米国人労働者を雇用する新しい商企業に投資する者	不要

表 5 - 2 ビジネス用短期滞在者

コード	要目
B-1	商業又は専門的な目的で活動するビジネス短期滞在者。例えば、ビジネス取引先との相談、契約交渉又はビジネス会議への出席。給与や支払を受けない事業目的によって米国訪問を希望する B-1 ビジネスビザの適用が適格な外国国籍者。
WB	ビザ免除プログラムで認められたビジネス用短期滞在
GB	ビジネス用短期滞在（グアムのみ）

*出典：US Immigration Support. (n.d.). U.S. Visas. <http://www.usimmigrationsupport.org/visas.html>

主要なビザの種類については、以下の通り。

- ・ **B-1 ビジネスビザ**
給与や支払を受けない事業目的で米国に滞在を希望する者を対象とする。
- ・ **B-2 観光ビザ**
レジャーや観光の目的で滞在を希望する者を対象とする。
- ・ **E-1 条約トレーダー就労ビザ**
米国と申請者の本国との間に実質的かつ自然な取引に従事するために米国に入国する者を対象とする。
- ・ **E-2 条約投資家就労ビザ**
投資した企業又は活発に相当額の資本を投資している過程にある企業の開発及び経営管理する者を対象とする。
- ・ **E-3 オーストラリア人用就労ビザ**
就労を目的とするオーストラリア人を対象とする。
- ・ **F-1 学生ビザ**
米国の語学学校、高校、大学や高等教育機関で勉強する外国人学生を対象とする。
- ・ **H-1B 大学教育専門家用就労ビザ**
米国経済へ貴重な貢献をする「特別専門職」の専門家を対象とする。
- ・ **H-2B 熟練及び非熟練労働者用就労ビザ**
米国の労働者が不足している農業以外の分野の職のために米国に一時的に滞在する者を対象とする。
- ・ **H-3 研修就労ビザ**
米国の企業が提供する実地訓練のために滞在を希望する者を対象とする。
- ・ **J-1 交流滞在ビザ**
ビジネス又はその他の団体が保証人（社）を務める広範囲の交流滞在プログラムに参加する者を対象とする。
- ・ **L-1 社内交代就労ビザ**
米国の役員、管理職など専門的な知識を必要とする地位の者であり米国外で雇用される者を対象としている。
- ・ **看護婦ビザ**

米国で働きたい看護婦を対象とする。

- ・ **O-1 特別能力就労ビザ**

科学、芸術、教育、スポーツの分野で国内又は国際的に卓越した能力を持つ者を対象とする。

- ・ **P ビザ**

国際的に認められたスポーツ選手、芸術家、芸能人を対象とする。

- ・ **テネシー州 NAFTA 就労ビザ**

短期就労を目的としたメキシコ人とカナダ人を対象とする。

米国の永住者許可証は、一般的にはグリーンカードとして知られ、米国における合法的な永住権を証明する役割を果たすものである。グリーンカードを持つ者は、米国に永続的に居住し、労働する権利を持っている。グリーンカードの資格を得るには様々な方法がある。グリーンカードの申請手続は、米国内と国外によって異なる。グリーンカードを取得するには以下の5つの方法がある。

(1) グリーンカード抽選出願

米国政府は、移民ビザ多様化プログラムをもとに、応募者の中から抽選で毎年 55,000 人にグリーンカードを発給している。

(2) 雇用によるグリーンカード

米国の企業は、グリーンカードのための個人の保証人（社）になることができる。

(3) 投資によるグリーンカード（第5優先グリーンカード又はEB-5と称する）

新しいビジネスの創出又は既存のビジネスの拡大のために一定金額を米国に投資するものに与えられる。

(4) 結婚によるグリーンカード

(5) 親類によるグリーンカード

5.8 受入労働力の属性

近年米国人失業者が増加したため、米国政府は果物の収穫から救助員にいたるまで外国人労働者の雇用を制限する積極的な対策を行っている。合法的移民と認められるための条件を3つ新たに設けた。その中でも最も目立ったものは、連邦救済措置（企業救済資金など）を受けている企業に対しての H-1B ビザ（高度技能の外国籍労働者）発給の厳格化である。また、州政府は J-1 ビザ（学術・交流を目的とする者）の保証人（社）に対し、外国人労働者への依存を少なくようもめている。保証人となる企業にはホテル、ゴルフ場、キャンプ場のような季節労働者が必要な業種が多く、今後これらの企業で外国籍者に職を与えることは困難になると考えられる。

2桁の失業率では、増え続ける移民に対して長年続いている米国の苦境はさらに深刻化する。職を持つ米国人は少なくなり、職を得るための競争が激化している一方で、オバマ政権は、有形・無形に関わらず国家間の貿易における保守化の動きに対抗する意思を示している。

農業生産者はたいてい収穫の際に労働力が不足する。そのため H-2A プログラムを利用して外国人農業労働者を 10 カ月間滞在させることが許可されている。しかし、同プログラムは、農場主に対しまず米国人によって欠員を満たすことを求めている。実際これに従い米国人の志願者を第一に求めているが、懸念は続いている。米国人労働者は、通常、農業労働を好まないため早く離職してしまうのである。

一部の職種では、米国は外国企業と競争するために外国人が工場で働くことを必要としている。米国政府は方向転換の必要性を認識し、議会でも高度な技能の移民を確保するために H-1B ビザの数を増やす決議をした。しかし、現在は不況のため、逆に数削減について議論している。

5.8.1 送出国

世界中の労働者が労働のために米国へ入国している。米国に労働者を送り出していない国は非常に少ない。米国での永住を求める者も多く、米国でビジネスを行い米国で働く市民を持つ世界中の企業がある。

米国への送出国の第 1 位はメキシコである。数百万のメキシコ人市民が合法的及び非合法的に米国で働いている。あまり教育を受けていないメキシコ人労働者たちは国境を越えて、米国で農業の仕事、建設の仕事、レストランや製造業の仕事に従事している。

メキシコに続き、中央及び南米国の国々も米国企業の単純労働職の労働供給の国となっている。また、東南アジアや中国は、単純労働及び合法的労働の供給国である。東欧、ロシア、旧ソ連邦の国からも多くの労働者が来ている。アフリカからの労働者は少ない。

熟練労働者については、欧州から年間数千人受け入れている。また、日本やその他の工業国からも本国をベースとした国際的企業のために働く多くの労働者が米国に来ている。

5.8.2 職種

米国への移民は主として単純労働者である。彼らは低賃金の農作業やレストランの手伝い、あるいは衣料品や建設業のような単純労働の製造業（建設業で働く多くの外国人労働者はより高いレベルの技能者である）で働いている。しかし、プログラミング、エンジニアリングなどのハイテク関連で働く非常に高度な技能の外国人もいくらかいる。その多くは、インドや中国からの労働者であり、この種の技能を持つ米国人が不足しているため、米国にとって重要な活躍をしている。また、看護婦やその他医療の分野においても、海外の労働力受け入れは技能者不足解消の足がかりとなっている。

5.8.3 年齢

米国で働く外国人の大多数は 20～30 代の若年労働者である。特に農業やその他の労働集約的職業の分野においてその傾向が強い。その多くは単身者で、本国の家族に送金のために仕事を探しに来ている。また、終身米国で継続して働く労働者もいる。非合法の労働者でも生涯を米国で過ごすものもいる。特にスペイン語を話す者たちにその傾向が強く、ロサンゼルスのような大都市では、スペイン語話者は、米国に生涯居住し働くことができる場があり、スペイン語のみで生活することができる地区もある。

5.8.4 技能水準

米国で働く外国人労働者の技能レベルは、前述の通り、非常に高いかあるいは非常に低いかのいずれかである。高度技能労働者の一例は銀行において見られる。AP 通信によると経済不振にもかかわらず、銀行は米国で働く高い給料の職種 of 外国人労働者を採用し続けている。

過去 3 年間に総計 2 万 1,800 件の米国外国人労働許可証が米国の大手 12 行の銀行から移住労働者のために要請された。2008 年は、不況がより深刻になっている時期であるが、銀行が要請した H-1B ビザの数は前年度の 3,258 件から 4,163 件に上り約 3 分の 1 も増加した。毎年約 6 万 5,000 件の H-1B ビザが発給されているが、実際何人が銀行向けのものかは明確ではない。銀行で働くために米国にきている高度技能の移住者の平均給料は、90,721 ドルである。この数値は、初級の若年移住者を採用するケースであり、政府の給与算定する際の等級の低い方の数値を使っているにもかかわらず高い数値である。

この現状に、これら職種には米国市民を雇用すべきであるとする米国人たちは怒りを示している。銀行のような重要な分野の労働者が不足しているという論拠は事実ではなく、米国で働く外国人に給料を支払う本当の理由は、彼らの労働コストが国内の労働コストよりも非常に安いためであると訴える批判もある。

5.9 受入労働力の技能水準の評価

受け入れ労働力の評価については、非常にばらつきがあり、米国にやってくる人の持つビザの種類によって違っている。例えば、H-1B ビザで入国する高度技能労働者は、過去の実績と学歴により高度技能の水準を示さねばならない。保証人にあたる雇用主が当該者に必要な技能と教育のレベルに達していることを米国政府に示さなければならない。これは、関係官庁が H-1B が発給する以前に行わなければならない。

外国の学位と証明書を持っている高度技能者もいる。多くの場合、外国の学位は米国では認められていない。例えば医療分野がそうであり、ほとんどの場合、外国の学位を持っていても米国内で医者や看護婦として働くことはできない。当地で訓練プログラムに入学し免許を取得しなければならない。外国人看護婦に対しては、免許を早く取得できるように支援する特別訓練コースがあり、一部の訓練プログラムが免除される。

他方、米国で働く移民の大部分は、単純労働者であり、労働者の技能レベルを評価するシステムがない。これら労働者は OJT で評価されるが多い。雇用主は、彼らが十分な技能を持っていないと判断された場合、訓練を実施しなければならない。

5.10 労働力送付・受入れに関する二国間・多国間協定

米国と他国の自由貿易については、さまざまな条約がある。その中のいくつかで二国間の労働力の交換に関する条約を扱っている。最も重要な例は、NAFTA 北米自由貿易協定と呼ばれる米国、メキシコ、カナダ間の自由貿易協定である。この条約は、広範囲な項目を扱っており最も重要な項目は労働力である。

NAFTA は世界最大の自由貿易地域である。このカナダ、米国、メキシコ間の協定は、4 億 3900 万人に関係し、毎年 15.3 兆ドルの財とサービスを生産しているものである。これにより NAFTA 署名国間の貿易が 1993 年の 2,970 億ドルから 2007 年の 9,030 億ドルへ約 3 倍に増えた。一方、同協定によって米国では 87 万 9,000 の職が失われ、労働力の保護が低下し、メキシコの環境を悪化させたとの批判もある。

米国国土安全保障省（Department of Homeland Security : DHS）の移民統計年鑑によると 2006 年会計年度（2005 年 10 月～2006 年 9 月）に 74,098 人の職業外国人（カナダ 64,633 人、メキシコ 9,247 人）が NAFTA 協定の下で臨時労働者として米国への入国を許可されている。加えて、その家族 17,321 人（カナダ 13,136 人、メキシコ 2,904 人及びカナダ人とメキシコ人と結婚した第 3 国人）が協定国・扶養家族（Treaty National's Dependent : TD）として入国している。

カナダ当局の試算によると、2006 年 12 月 1 日現在、24,830 人の米国民と 15,219 人のメキシコ国民が外国人労働者としてカナダに在住している。これらは、NAFTA 協定の就職者とカナダ移民法のその他条項に基づいて入国したものも含んでいる。

NAFTA には多くの欠点もある。NAFTA は多くの米国の製造業者が低賃金のメキシコへ仕事を移すことを可能とした。残留した製造業者は同産業で競争するために賃金を下げざるを得なかった。（2006 年の労働者は米国市民 16,841 人、メキシコ人 13,933 人であった。）メキシコの農民の多くは、米国の助成金を受けた農産物のため取引の外に置かれていた。メキシコの労働力と環境保護に関する NAFTA の条項は、メキシコの労働者が搾取されないようにするほど強力なものではない。メキシコの労働力が安いため、多くの製造業は、高コストの米国から生産の一部を移転した。1994～2002 年の間に、米国は 170 万失業者を出し、再就職者は 79 万 4,000 人で、結局 87 万 9,000 人が職を失う結果となった。このうち約 80% が製造業である。カルフォルニア、ニューヨーク、ミシガン、テキサスの各州はメキシコに工場を移す産業が集中していることから最も困難に陥った。その産業とは、自動車、繊維、コンピューター、電気器具などの産業である。

これら産業のすべてがメキシコに移転している訳ではない。賃金の上昇を抑えて移転を回避したのだ。これは会社側が労働者に「労働組合に加入すれば工場は閉鎖になる」と脅威をアピールし、労働組合に加入しないよう働きかけるというものである。これで労働者は賃上げ交渉などを行う力を失い、結果会社側は賃金の上昇を抑えたのである。1993～95 年にメキシコへ移転した企業の 50% がこの働きかけを行っていた。さらに 1999 年にはその比率が 65% まで増加した。

2002 年の農業法案では、米国の農業ビジネスに農家の純収入の 40% の相当する補助金を与えている。NAFTA が関税を取り除いたので、トウモロコシやその他の穀物は、コスト以下でメキシコへ輸出された。農村部のメキシコ農民は競争できなくなった。同時にメキシコ政府は、農民への補助金を 1990 年に全農民収入の 33.3% から 2001 年には 13.2% に減額した。それでも、この補助金のほとんどはメキシコの大規模農民に渡るのみであった。

NAFTA は、米国企業が国境近くでメキシコ人労働者を雇って、米国へ輸出する製品を

安く組み立てるマキドラー・プログラムを拡大させた。このプログラムは、メキシコの労働力を30%増加させた。しかし、労働者たちは労働権もなく保健の保護もなされず、1日12時間以上の労働をさせられている。女性の場合、採用時に妊娠テストを受けることも義務付けられている。

外国人農業労働者、主にメキシコからの農業労働者の受け入れに関しては、非常に保守的なプログラムがあり、“ゲストワーカー”プログラムと呼ばれているものがある。ゲストワーカーとは、特定の雇用主のみのために長期間労働する米国へ入国許可された短期非移民をいう。労働者はビザの全期間中、雇用主に拘束されるものである。最も頻繁に要請されているビザは2種あって、農業労働者に発給されるH-2Aビザと米国技術部門向けの技能労働者に発給されるH-1Bビザである。

H-2Aビザは1986年米国議会米国への農業労働者に出されるビザとして制定された。H-2Aビザは発給数制限はないが、有効期限は規定されている。その有効期限は発行より1年間であるが、3年以下の延長ができる。さらに、H-2Aビザプログラムの要件として、雇用主は、外国人労働者を雇用する前に、その仕事には、労働力不足を充足する米国労働者がいないことの証明をしなければならない。農業関係者は、外国人労働者なしでは、米国の農業の多くは立ちいかなるとして訴え続けている。しかし、劣悪な労働条件で長時間労働させられ賃金も少なく、劣悪な住居に住まわされたあげく、ビザが切れると国外退去させられるこのプログラム下は労働者の搾取につながるのと指摘もあり、このプログラムには批判的な意見も多い。

5.11 送出国労働力の技能水準に関する二国間・多国間協定

送出国及び受入労働力の技能水準に関する二国間・多国間協定は、国際貿易協定に関する継続審議事項の一つである。米国が推進しようとする国際貿易協定は下記のものである。

(1) 米州自由貿易地域（Free Trade Area of the America : FTAA）

レーガン政権以来、米国は、中米・南米の全各国と自由貿易協定を結ぼうとしていた。すなわち、西半球におけるNAFTAの成功例の拡大を意図していた。南米各国の多くは、関税がなくなることにより米国政府から援助された農業ビジネスが流入し地元の農民を締め出して、米国法人のために働くようになってしまわないかと恐れていた。FTAAの結果、チリ、コロンビア、パナマ、ペルー、ウルグアイなど多く国が米国との二国間協定を合意している。

(2) 中央アメリカ・ドミニカ共和国自由貿易協定（Central American-Dominican Republic Free Trade Agreement : CAFTA-DR）

CAFTAは2004年8月5日米国と6カ国（コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドル）の間で締結された。米国輸出品目の80%以上の関税が免除された。2008年までに、輸出は263億ドルに増加した。中央米国の砂糖、繊維、衣服の輸入に対する米国の貿易制限を解除した。米国とCAFTA署名各国との貿易額総計は2008年に456億ドルとなった。

（3）ASEAN イニシアチブ（Association for South East Asia Nations）

ASEAN とは東南アジア地域 10 カ国の連合を対象とし、その目的は、メンバー各国との経済成長を推進し、中国と日本の勢力に対するバランスを取ることである。メンバー国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムである。米国と ASEAN 各国との貿易額は、2008 年に 1,820 億ドルであった。イニシアチブは既に WHO に加盟している国との二国間貿易協定を締結しようとするものである。米国はラオス、ミャンマーを除くすべての ASEAN 各国との協定を締結している。

（4）アジア・太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation）

APEC は、太平洋を国境とするアジアと米州の各国から構成されている。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムである。その目的は、共通の貿易問題に関する全メンバー各国間の交渉を促進することである。APEC の経済は世界貿易の 44% であり、世界の GDP の 54% を占めている。2008 年には、APEC 経済域と米国との貿易額は、2.4 兆ドルとなった。

（5）中東貿易イニシアチブ（Middle Eastern Free Trade Area MEFTA）

二国間協定のシリーズに加えて、MEFTA は平和的である中東諸国が世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）に加盟することを支援し、また投資を奨励する貿易・投資行動計画（Trade and Investment Action Plans : TIFA）への加盟を働きかけている。WTO への加盟しようとする国は、アルジェリア、レバノン、イエメンである。米国は、イスラエル、ヨルダン、モロッコ、バーレーン、オマーンと 2 国間協定を締結している。

5.12 労働力移動の問題点

（1）不法移民への賛否

前述の通り、米国では不法移民も含め、多くの人が移民受け入れに賛成している。もちろん、移民が米国人の欲する仕事を奪ってしまうという意見もある。しかし一方では米国人は移民がする仕事はしようとしまいだろうという意見もある。例えば農業の仕事やレストランでの仕事などである。賛成派と反対派の双方が自分の立場をより強化している。

不法移民を支持する者の論点は以下の通りである。低賃金の労働は、単純作業でノルマも課され複雑化している。過重労働者からの抗議に苦しむ企業では、多くの米国人の職場が人手不足のままになっている。やる気のある不法移民がこれらの職場で働くことによって、全体の負担を軽減し、生産性を増大することができる。もしこれを活用しないならば、低賃金の職場は人手不足のまま閉鎖することになり、工業製品やサービスの価格上昇をもたらす結果となり、その経済的な影響がひいては米国家庭の個人的財産に悪影響を与えることになる。不法移民の労働力が存在していることは、消費者と企業ともに便益を与え、より少ない賃金で、より多くの仕事が生産でき、同量の工業製品を生産できるという、前向きな結果をもたらすという主張である。また、生産性の向上だけでなく、事業が好転すれ

ば消費者購買意欲が増加するために、実質的にもっと高い賃金の労働者のための仕事をより多く創出することができるというわけである。

不法移民が米国の労働市場へ洪水のように流入していることは知識人や事業主たちにも多少の影響を与えているが、高等学校を卒業していない者や、夏季の職場を探している十代の若者にとってはより深刻に影響している。不法移民との競争があるために、就職難に遭遇しているのである。これまで彼らに与えられていた季節的職業や接客業は、移民によって占められてしまっている。

出稼ぎ労働が、商品を安価で入手できることにつながっているという事実はあるものの、このシナリオには、いくつかの欠点がある。より広い視野で見たとき、不法移民は税金を納めておらず、また失業保険、社会保険、医療保険などの保険料も支払っていない。つまり、誠実に支払っている米国市民の税負担を増加させている可能性があるのだ。また、社会サービスとその他の公的支援を受けている出稼ぎ労働者は、源泉徴収税は便益のために支払われていない。このように、結果的にはより多くの経済的損失があるという議論に拍車をかけている。

不法移民労働者は米国内の仕事や税金を国外に流出させているのではなく、米国経済に対し中立的影響を与えていると結論付けた 2009 年公表の研究事例もある。ワシントンにある移民賛成のシンクタンクである移民政策協会による報告書によると、他の労働者よりも低い賃金で単純な仕事をしている不法移民の労働力は、経済活動全体の約 5%にも過ぎないため、経済に与える全体の影響は非常にわずかであるという。

同報告書によると、不法移民は賃金が安いと、経費を節約したい雇用主に利益をもたらしているが、米国国内総生産（GDP）のわずか 0.03%に貢献するのみであるという。一方、彼らの経済に対するコストは主に公共教育と緊急公共医療からの GDP の 0.1%である。GDP のマイナス 0.07%の純効果とは、不法移民が経済に対し、本質的に中立的な影響を与えている、つまりさほどの影響は与えていないことを意味している。ただし、同報告書では不法移民が経済に貢献する支出や企業家精神を考慮に入れていない。不法移民者の多くは、実際に自分のビジネスを興して労働者を雇っている。

不法移民に大きな影響を持つ産業は、農業、建設、接客業、清掃業など特定の労働集約で単純労働産業であり、原住の労働者が急激に減少している産業である。米国は過去 50 年間に、成人人口の教育レベルが大幅に向上しており、高校卒業していない労働年齢の成人は、1960 年には約 50%いたが、現在はわずか 8%しかいない。雇用主はコスト面で常に非熟練労働者を希望している一方、米国民で非熟練の労働力は減少しているため、不法移民によって低コストでこの種の仕事に就く余地があるのだと、報告書は記載している。不法移民の数は、高校を卒業していない米国の労働年齢成人の 20%となっている。

不法移民の流入が単純労働に対する賃金を停滞させている要因となっている一方、現行の制度で最大の損失を受けているものは、低賃金の合法的労働者である。米国人も外国人も共に不法移民と競争している。一方で、雇用主は低い労働コストで高い生産性があるために高い利益を享受している。

この不均衡を是正するためには、もっと沢山のビザを与えて米国に入国する非熟練労働

者を合法的にするルートをつけるべきであると移民政策協会が提案している。現在では、単純労働者は、米国に近い親類がいることを要求されているグリーンカードあるいは短期労働ビザを持っていなければならない。米国は、強制力を強化すると共に、未認可の住民を管理して移民から得る経済的産出を改善するような法的メカニズムを作ることによって、包括的な移民管理を行うアプローチが必要となっている。

（2）在外米国人労働者の税金

海外で労働する米国人については、税金が問題である。海外勤務者は、年間所得約9万ドルが課税対象外となる。この法的優遇措置は、外国勤務所得免除と呼ばれ、海外で働く米国人の税金の義務を限定する特典である。米国の税務機関である内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）によって以下の通り規定されている。

～この目的のために外国で得た勤労所得とは、当該者の税金支払国が外国である期間にあって、当該者が真の居住者であること、又は物理的に存在していることのいずれかを満たす期間において、外国で履行する役務に対して受け取る収入をいう。～

すなわち、海外で居住しているものがなす労働で得る収入は、免税措置の資格対象とすることができる。免税措置の対象とするには2つの方法がある。一つは、「真の居住者」となっていることで、納税者が、全納税期間中連続して真の海外居住者となっている場合において資格対象となる。もう一つは、「物理的に存在していること」である。これは、IRS内国歳入庁によって規定している「納税者が連続した12カ月の期間、完全に330日間が物理的に国外に存在している場合」というものである。

またこの勤労所得とは、海外勤務中に行った役務に対して支払われる給料、賃金、賞与、報酬と規定される。したがって、海外滞在中に受けた資本収入、配当、ロイヤルティなどの収入は、法的な課税対象である。

配当や非勤労の収入は、課税対象から除外されていないが、海外勤務所得免税措置によってこれら収入に課税する税率は低くされている。納税者の全勤労所得が免税になっている場合、課税対象は、非勤労収入から計算される。非勤労収入の合計が控除額以下の場合、IRSに税金を一切納めなくてよい。同収入が標準控除額を超える場合、支払うべき税率は、控除後の勤労収入が非勤労収入分を上乗せする高い税率の適用にならないため低い税率が適用される。

しかし、大多数にとって、海外勤務は無税の天国ではない。主な理由は、例外を除きたいの国には、所得税があり、通常、外国人労働者にも内国人に課税する率と同じ税率を課税するからである。時には、この税率が米国よりも高い場合がある。

時として海外労働者は、法律のグレー部分にあって税金の検知網から抜け落ちることがある。なぜなら通常異なる国の税務管轄権は協力体制になく、特に納税者が外国人である場合には、1カ国の税務管轄権者が個人の納税者の総所得を知ることがまれだからである。

米国政府がこの免税措置を与える主な理由は、米国の海外労働者の競争力のためである。もし、米国の海外労働者が、海外勤務中に米国の税金を支払わなければならなくなった場

合、(多くの国では、海外勤務者に全く課税していない。)米国の労働者は、海外勤務に課税されない国の労働者と比べて、雇用がより高価になってしまうからである。

また、一般に海外勤務の米国人は、納税者送金サービスを使わないため、彼らが本国へ送金し、米国への旅行時やその他の機会に買物をするなど米国経済に資金を注入している。したがって、海外勤務の米国人による経済的メリットがあり全経済に対する便益があると考えているからだ。

【参考文献】

1. American Citizens Abroad.(n.d.). <http://www.aca.ch/joomla/index.php>
2. Anthony Leger.(n.d.). *Tax-Freer Income Overseas*. Ezine Articles.
<http://ezinearticles.com/?Tax-Free-Income-Overseas&id=2797006>
3. Arizona Daily Star.(n.d.). *News*. <http://www.azstarnet.com/news/>
4. Caitlin Kelly.(n.d.). *Current Immigration Laws of the US*. e-How.
http://www.ehow.com/about_4828639_current-immigration-laws-us.html
5. Center for Immigration Studies.(n.d.). *Guestworkers*.
<http://www.cis.org/Guestworkers>
6. Center for Immigration.(n.d.). <http://www.cis.org/CurrentNumbers>
7. Conor Dougherty and Miriam Jordan.(2009 September, 23). *Recession Hits Immigrants Hard*. The Wall Street Journal.
<http://online.wsj.com/article/SB125356996157829123.html>
8. Eleanor Jewell.(n.d.). *How Does Illegal Immigration Hurt The Economy?* e-How.
http://www.ehow.com/how-does_4600456_illegal-immigration-hurt-economy.html
9. e-How Contributing Writer.(n.d.). *How to Live and Work Abroad*. e-How
http://www.ehow.com/how_4464915_live-work-abroad.html
10. e-How Contributing Writer.(n.d.). *How to Get Residency Permit Abroad*. e-How
http://www.ehow.com/how_2295266_get-residency-permit-abroad.html
11. Kimberly Amedeo.(n.d.). *Disadvantages of NAFTA*. About.com: US Economy.
http://useconomy.about.com/od/tradepolicy/p/NAFTA_Problems.htm
12. Kimberly Amedeo.(2008, April 24). *NAFTA Pros and Cons*. About.com: US Economy.
<http://useconomy.about.com/b/2008/04/24/nafta-pros-and-cons.htm>
13. Kimberly Amedeo.(n.d.). *U.S. Regional Trade Agreements*. About.com: US Economy.
http://useconomy.about.com/od/tradepolicy/p/Regional_Trade.htm
14. Robbie Ragless. (2009, February 3). *Banks still recruiting foreigners to work in the US*. Global Visas.
http://www.globalvisas.com/news/banks_still_recruiting_foreigners_to_work_in_the_us838.html
15. S.Mitra Kalita.(2009, March 27). *U.S. Deters Hiring of Foreigners as Joblessness Grows*. Wall Street Journal.

16. The Association of Americans Resident Overseas.(n.d.). *5.25million Americans (excluding military) live in 160-plus countries.*
http://aaro.org/index.php?option=com_content&view=article&id=6&catid=4&Itemid=6
17. Thelma Gutierrez and Wayne Drash.(2009 February, 10). *Bad economy forcing immigrants to reconsider U.S.* CNN.com/US.
<http://www.cnn.com/2009/US/02/10/immigrants.economy/index.html>
18. U.S. Citizenship and Immigration Services.(n.d.). *ILAB Mission Statement*
<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis>
19. U.S. Department of State, Travel State Gov, Bureau of Consular Affairs.(n.d.). *Visa Types for Temporary Visitors.*
http://travel.state.gov/visa/temp/types/types_1286.html
20. U.S. Department of State.(n.d.). *Help for American Victims of Crime Overseas.*http://travel.state.gov/travel/tips/emergencies/emergencies_1748.html
21. US Immigration Support.(n.d.). *U.S. Visas.*
<http://www.usimmigrationsupport.org/visas.html>
22. United States Department of Labor.(n.d.). <http://www.dol.gov/ilab/mission.htm>
23. Wikipedia.(n.d.). *United States armed forces.*
http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_armed_forces
24. Wikipedia.(n.d.). *North American Free Trade Agreement.*
http://en.wikipedia.org/wiki/North_American_Free_Trade_Agreement